

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬人会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員の内、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員の内、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長を除く全理事の報酬総額は、年間3百万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間1百万円以内とする。
- 3 理事長の報酬については、別に定める「理事長報酬規程」による。
- 5 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事及び非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について

実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の通勤手当支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員がその職務により出張した場合は、この法人の旅費規定に準じて出張費を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、この法人の高齢者部門の職員の支給日と同日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の退職時支払い)

第6条の2 役員等の報酬等は積み立てて、退職時に退職金として支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月26日(定時評議員会の議決日)から施行する。

令和 3年4月 1日施行。

## 別記1

### 非常勤理事及び非常勤監事の報酬

理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、謝金として次のとおり日当を支給する。

- 1、理事会・評議員会への出席報酬 11,137円
- 2、その他法人業務に携わったとき（理事会・評議員会へ出席した日以外）  
1日 11,137円

## 別記2

### 評議員の報酬

評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、謝金として次のとおり日当を支給する。

- 1、評議員会への出席報酬 11,137円
- 2、その他法人業務に携わったとき（評議員会へ出席した日以外）  
1日 11,137円

平成 年 月 日

社会福祉法人敬人会 評議員

様

報 酬 支 給 明 細

報 酬 額	源泉徴収税額	差引支給額
11,137	1,137	10,000

熊本市東区新南部3丁目7番76-1号

Tel 096-384-0008 , Fax 096-384-0025

社会福祉法人 敬人会